

平成23年(2011年)7月8日



埼玉県報

号 外 第 1 6 号
平 成 2 3 年 7 月 8 日
金 曜 日

目 次

条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(地域政策課\)](#)
- [鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし\(地域政策課\)](#)
- [鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例\(地域政策課\)](#)
- [埼玉県私立高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例のあらまし\(学事課\)](#)
- [埼玉県私立高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例\(学事課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例\(保健体育課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)

規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（地域政策課）

一 趣旨

鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴い、知事の権限に属する事務の一部を川口市が処理することとし、及び規定の整備をするための改正

二 内容

- (一) 処理する市町村が拡大する事務（一事務）
- (二) 鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う規定整備

三 施行期日

平成二十三年十月十一日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十

一号）の一部を次のように改正する。

別表中「、鳩ヶ谷市」を削る。

別表第四十五項市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加える。

附 則

この条例は、平成二十三年十月十一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第四十一号）（地域政策課）

一 趣旨

鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴い、関係条例を整備するための条例の制定

二 内容

関係十条例について、所管区域等からの市名の削除及び所在地の表示の変更を
するための規定の整備

三 施行期日

平成二十三年十月十一日

条 例

鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十一号

鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例

(埼玉県税条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「鳩ヶ谷市」を削る。

一 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)第四条第二項第四号の表区域の欄

二 埼玉県保健所条例(昭和二十五年埼玉県条例第四十二号)第一項の表埼玉県川口保健所の項所管区域の欄

三 埼玉県県税事務所設置条例(昭和三十年埼玉県条例第四号)本則の表埼玉県川口県税事務所の項所管区域の欄

四 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)第五条第二項の表及び第六条第二項の表

五 埼玉県家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域を定める条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十一号)第一条の表埼玉県中央家畜保健衛生所の項管轄区域の欄

六 埼玉県環境管理事務所設置条例(昭和六十二年埼玉県条例第四号)第二条の表埼玉県中央環境管理事務所の項所管区域の欄

七 埼玉県児童相談所設置条例(平成十一年埼玉県条例第六十四号)第一項の表埼玉県南児童相談所の項所管区域の欄

八 埼玉県地域振興センター設置条例(平成十九年埼玉県条例第六十四号)第二条の表埼玉県南部地域振興センターの項所管区域の欄

(埼玉県学校設置条例の一部改正)

第二条 埼玉県学校設置条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号の表埼玉県立鳩ヶ谷高等学校の項中「鳩ヶ谷市」を「川口市」に改める。

(埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条の表荒川左岸南部流域下水道の項流域関連公共下水道の処理区域の存する市町の欄中「、戸田市及び鳩ヶ谷市」を「及び戸田市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年十月十一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県私立高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（学事課）

一 趣旨

国の東日本大震災復旧の一環として交付される「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を原資として、「埼玉県私立高校生修学支援基金」に積み増すことにより、東日本大震災により就学が困難になった生徒等の教育機会を確保する。

二 内容

(一) 条例の名称を「埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例」に変更する。

(二) 事業及び対象者を拡大する。

ア 市町村が実施する幼稚園就園奨励事業（対象者：幼稚園の幼児）

イ 市町村が実施する就学援助事業（対象者：小学校の児童、中学校の生徒）

ウ 都道府県が実施する就学奨励事業（対象者：特別支援学校の幼児、児童、生徒）

エ 都道府県が実施する授業料等減免補助事業（対象者：私立学校（私立専修学校、各種学校を含む。）の幼児、児童、生徒）

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県私立高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県私立高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例

埼玉県私立高校生修学支援基金条例（平成二十一年埼玉県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例

第一条中「及び」を「を含む。以下この条において同じ。」又は「に、「の高等部を含む。第五条において同じ」を「（高等部に限る）」に改め、「生徒」の下に「及び東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受け、経済的理由により就学等が困難な幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、私立の高等学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校の幼児、児童又は生徒」を加え、「埼玉県私立高校生修学支援基金」を「埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金」に改める。

第五条中「経済的理由により修学が困難な私立の高等学校の生徒の教育機会を確保するために実施する」を「第一条に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、不動産取得税の納税義務の免除措置の一部を廃止する改正を行うほか、必要な規定の整備を行う。

二 内容

(一) 廃止される不動産取得税の納税義務の免除措置

次に掲げる措置を廃止する。

ア 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した保留床を、一定の期間内に当該組合の組合員に譲渡した場合における納税義務の免除措置

イ 再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した保留床を、一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合における納税義務の免除措置

ウ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した保留床を、一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合における納税義務の免除措置

エ 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した保留床を、一定の期間内に当該組合の組合員に譲渡した場合における納税義務の免除措置

オ 防災街区整備事業組合等が防災街区整備事業の施行に伴い取得した保留床を、一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合における納税義務の免除措置

カ 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産等を、一定の期間内に当該組合の組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置

キ 農地保有合理化法人等が、土地改良法の規定に基づき取得した換地を、一定の期間内に譲渡した場合における納税義務の免除措置

ク 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置

ケ 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置

(二) 規定の整備

不動産取得税の課税標準の特例及び納税義務の免除措置に係る規定の廃止に

伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

公布の日（ただし、この条例の施行の日の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。）

条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の八第一項中「第三十九条の二の四第一項」を「第三十九条の二の三第一項」に、「第三十九条の二の四第二項」を「第三十九条の二の三第二項」に改める。

第三十二条の十一の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第九項までを削り、同条第十項中「再開発会社が、第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この項及び第三項において「再開発会社」という。）が同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項及び第三項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法」に、「この項から第十二項まで」を「この条」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第十一項を第二項とし、第十二項を第三項とし、第十三項から第十八項までを削る。

第三十二条の十一の五を削る。

第三十二条の十一の六第一項中「（以下）を」（以下この項及び第三項において「（以下）」を「。第三項において」に、「第三十九条の七」を「第三十九条の六」に改め、同条を第三十二条の十一の五とする。

第三十二条の十一の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は農地保有合理化法人等が第二項の換地を取得した場合」及び「又は農地保有合理化法人等」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第三十二条の十一の六とする。

第三十二条の十一の八及び第三十二条の十一の九を削る。

附則第二十六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県税条例の規定は、この条例の施行の日の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定するための改正

二 内容

介護補償の額の改定

三 施行期日

平成二十三年八月一日

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十円」を「五万六千七百二十円」に改め、同項第三号中「五万二千三百七十円」を「五万二千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年八月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条の二第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（警務課）

一 趣旨

東入間警察署の建替えによる仮庁舎への移転に伴い、同署の位置を変更するた
めの改正

二 内容

東入間警察署の位置の変更

「ふじみ野市」を「入間郡三芳町」に変更する。

三 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める
日から施行する。

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十五号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表東入間警察署の項位置の欄中「ふじみ野市」を「人間郡三芳町」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十九号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社等」に改め、同条中「、第四項、第七項、第十項、第十三項若しくは第十六項」を削り、「、条例第三十二条の十一の六第一項、条例第三十二条の十一の七第一項若しくは第二項、条例第三十二条の十一の八第一項又は条例第三十二条の十一の九第一項」を「又は条例第三十二条の十一の六第一項」に改め、「、市街地再開発組合」及び「、住宅街区整備組合、防災街区整備事業組合、事業会社、事業協同組合等」を削り、「、土地改良区、公益社団法人若しくは公益財団法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするもの又は農業生産法人」を「又は土地改良区」に改める。

第十四条中「、第六項、第九項、第十二項、第十五項及び第十八項」を削り、「、条例第三十二条の十一の六第三項、条例第三十二条の十一の七第四項、条例第三十二条の十一の八第三項並びに条例第三十二条の十一の九第三項」を「及び条例第三十二条の十一の六第三項」に改める。

第四十四条の表三十六の二号及び三十七号中「、第五項、第八項、第十一項、第十四項及び第十七項」を削り、「、条例第三十二条の十一の六第二項、条例第三十二条の十一の七第三項、条例第三十二条の十一の八第二項並びに条例第三十二条の十一の九第二項」を「及び条例第三十二条の十一の六第二項」に改め、同表三十七の二号中「別記様式第三十七号の二」を「別記様式第三十七号の三」に改め、同号を同表三十七の三号とし、同表三十七号の次に次の一号を加える。

<p>不動産取得税徴収猶予取消通知書（法第七十三 条の二十六第二項（法第七十三條の二十七の二 第三項、法第七十三條の二十七の三第三項（法 第七十三條の二十七の四第二項及び法第七十 三条の二十七の六第二項において準用する場 合を含む。）及び法第七十三條の二十七の五第 三項並びに法附則第十一条の四第二項におい て準用する場合を含む。）及び法附則第十二條 第二項において準用する読替後の租税特別 措置法第七十條の四第三十項（施行令附則第十 條第四項の規定により読み替えて適用される 同法第七十條の四第三十項をいう。）において 準用する法第十五條の三第三項の通知書）</p>	<p>別記様式第三 十七号の二</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

附則中第十五項を削り、第十六項を第十五項とする。

別記様式第三十三号中「第14項」を「第10項」に、「あて先」を「宛先」に
改める。

別記様式第三十四号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注意1中「、第3
項若しくは第5項」を「若しくは第3項」に改め、同様式の別紙を次のように改め
る。

別紙

不動産取得税減額申告書の書き方

「2 その他」の場合には、申告書の「減額を受けようとする事由」欄には下表の左欄の事由のいずれかを記入し、「その明細」欄には対応する右欄の内容を記入してください。

なお、書ききれない場合は、補助用紙を用いてください。

「減額を受けようとする事由」欄の記入内容	「その明細」欄の記入内容
<p>心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設を、当該取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の所在地 2 施設の種類 3 床面積（単位は㎡） 4 取得年月日 5 助成金の額
<p>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が取得した当該譲渡に係る不動産を、当該取得した日から引き続き3年以上当該計画に係る事業の用に供した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の所在地 2 地目又は種類 3 地積又は床面積（単位は㎡） 4 認定年月日 5 取得年月日 6 用途

別記様式第三十四号の二中「あて先」や「宛先」に於て、同様の柱題一中「第4項、第7項、第10項、第13項若しくは第16項」や並ぶ、「第32条の11の6第1項（同条例附則第16条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第32条の11の7第1項若しくは第2項、第32条の11の8第1項又は第32条の11の9第1項」や「又は第32条の11の6第1項」に於て。

別記様式第三十六号中「あて先」や「宛先」に於て、同様の柱題一中「第4項若しくは第6項」や「若しくは第4項」に於て、同様の別紙を次のように於て。

別紙

不動産取得税減額予定の申告書の書き方

「4 その他」の場合には、申告書の「徴収猶予を受けようとする事由」欄には下表の左欄の事由のいずれかを記入し、「その明細」欄には対応する右欄の内容を記入してください。

なお、書ききれない場合は、補助用紙を用いてください。

「徴収猶予を受けようとする事由」欄の記入内容	「その明細」欄の記入内容
心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金又は地方税法施行規則附則第3条の2の19の助成金の支給を受けて取得した当該事業所の事業の用に供する施設を、当該取得した日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供する予定	1 施設の所在地 2 施設の種類 3 床面積（単位は㎡） 4 取得年月日 5 助成金の額
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が取得した当該譲渡に係る不動産を、当該取得した日から引き続き3年以上当該計画に係る事業の用に供する予定	1 不動産の所在地 2 地目又は種類 3 地積又は床面積（単位は㎡） 4 認定年月日 5 取得年月日 6 用途

別記様式第三十七号の二

不動産取得税徴収猶予取消通知書			
住所又は 所在地	税 第 号 年 月 日		
氏名又は 名称（代 表者氏名）	様		
	埼玉県 県税事務所長 回		
地方税法 第 条第 項 附則第 条第 項	の規定により、下記のとおり徴収猶予を取り消したの で通知します。		
年 度	納税番号	納 期 限	徴収猶予年月日
		年 月 日	年 月 日
不動産の 所在地		不動産 の種類	
税 額	徴 収 猶 予 税 額	徴 収 猶 予 期 間	取 消 額
取消しの 理 由			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。